



パワーアライアンス税理士法人 税理士 若 杉 〒151-0073

東京都渋谷区笹塚3-37-1 第1花井ビル2F

TEL 03 (5365) 4744代) FAX 03 (5365) 4745 E-mail info@wakasugi.zei-mu.ne

3月の税務と労務

国 税/平成25年分所得税の確定申告

2月16日~3月17日

国 税/個人の青色申告の承認申請 3月17日

国 税/贈与税の申告 2月1日~3月17日

国 税/2月分源泉所得税の納付 3月10日

国 税/個人事業者の25年分消費税の確定申告

3月31日

国 税/1月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等) 3月31日

国 税/7月決算法人の中間申告 3月31日

(年3回の場合) 3月31日

(弥生) MARCH 21日・春分の日

a	一月一	一火一	一水一	一木一	金	•
۰	٠	٠	٠	٠	٠	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	<i>29</i>
30	31	٠	۰	٠	٠	۰
(

国 税/4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告 地方税/個人の都道府県民税、市町村民税、事業税 (事業所税)の申告 3月17日



4月から郵便料金引上げに 消費税の4月からの引上げに伴い、郵便料金が引き上げら れ、通常ハガキは50円から52円に、定形郵便物(封書)の25g以下は80円から82円になり ます。これに合わせて、2円や52円、82円等の切手が本年3月3日から新たに発行されます。 80円の切手は在庫がなくなり次第販売終了となります。

ポ案 1 シの 1

平成

一十六年度

税制改正

まに負が企重脱す関担盛業視デー 改正 関担盛業視デ平 を以 下、 関連するとは増となる。 Ļ フ 項目タイム 理 レ 復に十 し てみまする改正項 もるれ費 興向 特け 課 8 0) がの個税別た イスケジ 多く や人の法企 用 時 b 記載し、いまなお、 八に見税 満に見税 で見税活 制 目 改 0) ュ 正 しが ポ の税いし廃性 I て今前 て増 て が な ど を を を 下 1 ル い年年表

るこ益 下て **の 2** 三 1 次 月年復し の交末前興廃復 倒特止興 見際 で (特別 しを 税され人 法 行 人税 れ 税 平の 9 ま た上、 成課 の 二税 十期 年

六 間

年が

2 げは、

6

ゴれ図与給

0) 控

よう 除控

E 上の

引 つし

きい

表 得 所

の除

漸限見

次に直

算譲損

及渡益

権

の

譲

渡

損

失

程の発展を

除の

を所

適得

用と

すの

そ

0)

Ι 1

個

所

得

課

権なと いが 等 が資で 追産 き 加のな が範囲生 に活 ま す。 13 ゴ通 ル常 フ必 要 員 7

人課

図表1 給与所得控除の見直し

	平成28年9 現行 の所得税 (注1)		平成29年分 以後の所得税 (注2)	
上限額が適用さ	1,500	1,200	1,000	
れる給与収入	万円	万円	万円	
給与所得控除の	245	230	220	
上限額	万円	万円	万円	

(注1)個人住民税については、平成29年度分について適用。 (注2)個人住民税については、平成30年度分から適用。

改正項目タイムスケジュール

前

倒

	平成26年	1月		上場株の配当・譲渡益の軽減税率の廃止 (10%→20%)		
			0	NISA (非課税口座内の少額上場株式等の配当・譲渡所得の非課税措置、100万円まで)の開始		
			0	小規模宅地等の相続税の特例の拡充 (適用要件の緩和関係)		
		3月	0	復興特別法人税を廃止		
		4月	•	消費税率の引上げ(5%→8%)		
			0	住宅ローン減税の拡充(一般住宅は借入限度額を最大4千万円に拡大)		
			0	自動車取得税を1~2%引下げ		
				ゴルフ会員権の譲渡損失の損益通算の廃止		
	平成27年	1月		相続税の基礎控除を現行の6割に縮小		
				相続税の最高税率を5%引上げ(55%に)		
				所得税の最高税率を5%引上げ(45%に)		
			\triangle	事業承継税制の抜本的見直し		
			0	小規模宅地等の相続税の特例の拡充 (適用対象面積の見直し)		
		4月		軽自動車税 (新車) の引上げ		
		10月		消費税率の引上げ(8%→10%)		
			0	自動車取得税の廃止		
	平成28年	1月		年収1,200万円超の会社員の給与所得控除を230万円に縮小		
	平成29年	1月	•	年収1,000万円超の会社員の給与所得控除を220万円に縮小		

○=減税、●=増税、△=どちらともいえない

(1) 1 ${\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$ 自自 消 動動 費 車車 課 税 取税

得 制

税

図 表 投 資減 3 0) 投税 資 减 税 が 行 わ n

ま

率事

業

Ļ \bigcirc

> そ び す つ易

行み険

六な業

% 仕第

とれ種

入五

投資減税のポイント

の保

を

Ŧī.

%

現

 \bigcirc L

不動

産

業

を

第

六

種

事

業

ع

行の

五み

 \bigcirc

%

ま を

す 几

なし

仕

率

 \bigcirc

図表 3

(1)

金 行

業

及 ま に簡

を

が仕消

と融われ税

入費 消

れ率の税

い課

て税課

次度制

のの度

見み

直な

制税

費

0

易

す

3



(2)択 特 姃 適例 中れわ等 n のつ法 ま 上い人 す て 滴 係 用前 る 期記 損 限 ① 金 が Ĕ 質 0 入

ح に小まゆの に飲 % た従は食 E を る せ が め 社 業 支等 λ 0) な 損 E 内 員 専 た ŋ 金 出の年 支出、 等 5 め ま 接 0) す額 延 Z 待 に す 額 るの 長 する 費) 対の 支 費 う に 算用のちれま 法出 す 費 は Ź 人 す 入の 用 接 0 含 る で 額飲 す が特役費 年選の ま きの食 (2)(3)替古 へ用車入 % 普取 減 通得平

① 適

用

3

ま

注る五の

 \bigcirc た交 期

軽

自

動

車

は

%

か

車す成

取一十

税の年

は基四

五準月

か満日

らた以

す後

%を

中小企業

のる

得 定

税

さ

n

す

税 ま

ス する 新 軽 自動 自 一四稅 **.** 五 輪 を 車 年 倍 重 か 七、二 車 十車 ĸ 5 量 13 七 増 年 税 対 年 税 \bigcirc L 几 万 \bigcirc 月 7 ま 八円 以 す \bigcirc 軽 降 自自 \bigcirc 13 円家動購

ま目方、 \equiv 年 ż す 平り 0) 0 車エ超 を 車成動 検 コの促か すら十 重 力 0 量たエ六 重 1 コ年 量 に税 め 几 カ 税 9 を 月 がい増 登 1 免 7 税 録 H はする から買 除 以 さ れ回一 11

図表 2

全企業

現行の交際費課税の特例

生産性向上の設備投資を促進

・生産性が年平均 1%以上

上がる最新設備を導入

・投資利益率 15%(中小 企業者等は 5%)以上 の生産ラインを導入

ロカ目炎料料のせた

機械設備 の場合

机九用光枕前以拡 尤							
研究	ſ				}		
開	ĺ						
費		直近3カ年の平均		対象となる 事業年度			

平成 28 年 平成 29 年 3月末まで 3月末まで 即時償却、 50%の特別 または5% 償却、または の税額控除 4%の税額控除

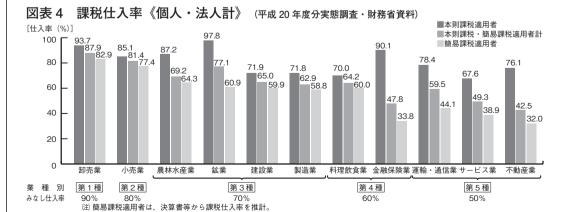
これまで

研究開発費を増やした分の 5%を税額控除する

来年度から

研究開発費を増やした分の 最大 30% を税額控除する

1人1回の飲食費 800万円まで非課税1社年間総額 (交際費等から除外) 損金算入の特例)



所得税 賃貸用マンションの修 繕積立金の必要経費算入時期

賃貸用マンションの区分所有者となった 者が管理規約に従って管理組合に修繕積立 金を支払うことがあります。この場合の修 繕積立金は、不動産所得の計算上、実際に 修繕等が行われ、その費用の額に充てられ た部分の金額について、修繕等が完了した 日の属する年分の必要経費に算入すること が原則的な取扱いとされています。

なぜなら、修繕積立金は、マンションの 共用部分について行う将来の大規模修繕等 の費用の額に充てられるために長期間にわ たって計画的に積み立てられるものであり、 実際に修繕等が行われるまでは具体的な給 付をすべき原因となる事実が発生していな いと考えられるためです。

しかし、修繕積立金は区分所有者となっ た時点で、管理組合へ義務的に納付しなけ ればならないものです。また、管理規約に

時

間

外勤務

が

深夜に

お

よぶ場合の

ホテ

ル

おいて、納入した修繕積立金は、管理組合 が解散しない限り区分所有者へ返還しない こととしているのが一般的です。

そこで、修繕積立金の支払がマンション 標準管理規約に沿った適正な管理規約に従 い、次の事実関係の下で行われている場合 には、その修繕積立金について、その支払 期日の属する年分の必要経費に算入しても 差し支えないものと考えられます。

- 1. 区分所有者となった者は、管理組合に 対して修繕積立金の支払義務を負うこと になること
- 2. 管理組合は、支払を受けた修繕積立金 について、区分所有者への返還義務を有 しないこと
- 3. 修繕積立金は、将来の修繕等のために のみ使用され、他へ流用されるものでな いこと
- 4. 修繕積立金の額は、長期修繕計画に基 づき各区分所有者の共有持分に応じて、 合理的な方法により算出されていること

のホテルのあるから、のはないののボラルのできないできない。 機関を利用して帰宅することがおよび、通常使用している交通 テル tの観点かる 、時間の ない場合に もい場合に タクシー 代を会社が の深夜利用を認め、そのタクシーの利用に代えて、 代は 既点から、-時間の効率: %合にお にんて帰れ 角担況 ۲J 本人の て 化及び経費 従業員 深)選択

ンキー なお、退社時間やこ 用であると考えられるためです。 一用であると考えられるためです。 一月 負担すべき業務遂行上の費 おなお、 必要が 用であ 性格が欠けるか希薄でありの役務提供に対する対価と など、 ることを明 ホテル たことに 時間間 代 よるホテル は 外勤務 が深 てお う者

遺産分割が行われていない場合 の各種特例の適用手続

相続税の申告期限までに遺産分割されて いない場合、当初の申告時には、分割され ていない財産について、小規模宅地等の課 税価格の特例や配偶者の税額軽減の特例等 の適用を受けることはできません。

しかし、相続税の申告書に「申告期限後 3年以内の分割見込書」を添付して提出し、 申告期限後3年以内に分割した場合には、 特例の適用が受けられます。この場合、分 割した日の翌日から4か月以内に「更正の 請求」を行います。

なお、訴訟などのやむを得ない事情によ り申告期限後3年以内に分割できない場合 には、3年を経過する日の翌日から2か月 を経過する日までに、「遺産が未分割であ ることについてやむを得ない事由がある旨 の承認申請書」を提出し、所轄税務署長の 承認を受けることにより、判決の確定の日 等の日の翌日から4か月以内に分割したと きに、特例の適用を受けることができます。